

北名古屋市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和3年4月30日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 渡 邊 幸 子

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

高齢福祉課及び商工農政課

対象期間 令和2年4月1日から令和3年2月26日までの所管事務

実施期間 令和3年2月1日から令和3年2月26日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

高齢福祉課及び商工農政課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜高齢福祉課＞

主な所管事務は、福祉総合窓口、高齢者福祉、高齢者福祉団体、高齢者福祉施設、高齢者福祉計画、介護保険料、要介護認定、介護給付及び予防給付、介護保険事業計画、地域包括ケア推進、介護予防及び日常生活支援総合事業、包括的支援事業、地域包括支援センターの運営、任意事業、認知症対策、回想法事業、成年後見制度、高齢者虐待防止、福祉部の庶務に関する事務である。

(1) 契約事務について

十分な書類の精査を行い、適切な事務の執行・管理に努めること。

ア 介護予防生活支援サービスの変更申請書類に一部不備があった。

イ 契約システムの入力誤りや実績報告書に収受印がないもの、また、履行確認をする書類の不備があった。

(2) その他

身分証明証について、管理簿等による交付・回収の管理をしていないもの、証の名称の記載がないもの及び1年毎に契約を締結する委託業務で使用する身分証明証の有効期限を3年に設定しているものがあったため、改善のうえ適正な事務の執行に努めること。

＜商工農政課＞

主な所管事務は、商工業の振興、中小企業等協同組合及び商工団体、中小企業金融、中心市街地活性化、企業の立地及び流出防止、企業との連携、工場立地法、航空宇宙産業クラスター形成特区、農業委員会、農林業、農地、農作物の作付面積及び作況調査、農作物の病虫害防除、主要食糧の生産調整、農家台帳、農業用水、農業用施設、土地改良区、農業者年金、農林業関係団体、市民農園、家畜、農作物被害における鳥獣駆除及び許可申請、緑化の推進、雇用対策、地域職業相談室、勤労者福祉、消費生活、消費生活センター、計量器、観光、博覧会、共進会、品評会及び見本市、製品安全4法及び家庭用品品質表示法に関する事務である。

(1) その他

ア 農地利用最適化推進委員の報告書について、東西の地区がそれぞれ異なる様式を使用していたが、統一した様式の報告書を使用すること。

イ 身分証明証について、未回収のものがあったが、その理由や顛末が記録されていなかった。特別な事情により回収できないものについては、その内容と対応を記録した回議書を作成すること。